

神奈川県新規就農者育成総合対策事業研修機関認定要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）の第6の1の(2)のア及び第7の1の(2)のアに基づく、就農準備資金及び就農準備支援事業（以下「就農準備資金等」という。）の交付対象者が研修を受ける研修先について、知事が認める研修機関等を認定するに当たり必要な事項を定める。

第2 認定研修機関等

就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等は、次のとおりとする。

- 1 神奈川県立かながわ農業アカデミー
- 2 農業研修を実施している知事が認める実施機関等（令和3年度までに、神奈川県農業人材力強化総合支援事業研修機関等認定要領に基づき準備型の交付対象者の研修先として知事の認定を受けた研修機関等は、就農準備資金等の交付対象者の研修機関として認定を受けたものと見なす。また、就農準備資金の交付対象者の研修先として知事の認定を受けた研修機関等は、就農準備支援事業の交付対象者の研修機関として認定を受けたものと見なす。）

第3 認定基準

研修機関等は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、就農準備資金等の交付対象者及び誘致環境整備事業（研修農場の整備）により整備した研修農場における研修生（以下「研修生」という。）が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

(1) 研修実施体制

- ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、イの研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）。
- イ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ウ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。
- エ 過去に概ね1年以上の研修受入実績があること。又は、従業員（パート、アルバイトを含む。）を雇用し指導した実績があること。
- オ 農業後継者等（就農希望者、新規参入者、離職就農者を含む。）の指導を行う役割を担う農業経営士と同等程度の優良な経営を行っていること。

※神奈川県農業経営士認定要綱の第3 農業経営士認定基準の2を満たすこと。

ただし、自治体又は農協等の機関が運営している研修機関等については、こ

の限りではない。

カ 研修生が就農した後も、継続して支援を行うこと。

(2) 研修期間

概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること。

また、農繁期及び農閑期による作業内容変更など、研修カリキュラムの変更が生じる可能性がある場合は、研修開始前に必ず事前に説明し確約書等を交わすこと。

その他、研修開始前に面談や体験等を実施するなど、実態と齟齬がないよう努めること。

(3) 研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。

ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

イ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

ウ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。

4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。

5 県実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。

(1) 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認

(2) 就農準備資金等の資金の交付を受けた者が、研修終了後1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農できなかった場合に行う返還事務等

6 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること。

第4 研修機関等の認定

就農準備資金等の交付対象者の研修先として、知事の認定を希望する研修機関は、研修機関等認定（変更）申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、次の手続により申請し、知事が認定するものとする。

1 研修機関等は申請書を作成し、以下の書類を添付して、別途定める期日までに農業振興課に提出する。

(1) 研修制度の概要（別添1）

(2) 研修内容・時間数（別添2）

(3) 研修の実施が位置づけられていることがわかる書類

法人格のある場合は、登記簿謄本・定款の写し

- 法人格の無い団体（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体を含む。）
の場合は規約・設置要領・運営要領・事業計画等
(4) 研修概要がわかるもの（実施要領、募集要項等）
(5) 研修カリキュラム
(6) 青色申告等の経営状況等の概要が分かる資料
(7) （継続申請で第5のなお書きに該当する場合）理由書

2 知事は、別に定める新規就農者育成総合対策事業研修計画等承認委員会を開催し、前項の規定による申請者が、第3に定める要件を全て満たしているかを書類審査し、要件を満たす場合は、本事業に係る研修機関等として認定する。

ただし、申請書の不備の修正等、軽微な修正等で認定と判断される場合は、条件付承認とする。条件付承認となった申請者は、書面による追加審査をもって認定とする。

また、審査員は申請者に対し、意見を付すことができる。

3 前項の規定による審査については、神奈川県新規就農者育成総合対策事業研修計画承認委員会要領により行うものとする。

4 知事は、申請者に対して認定結果を別紙様式第2号により通知するとともに研修機関等認定書（別紙様式第3号）を交付する。なお、認定しない場合には、その旨を別紙様式第4号により通知するものとする。

5 審査の結果、研修実態が明らかな場合は、認定日は当該年度内に限って遡り認定することができるものとする。

6 認定の有効期間は、認定年度を含めて3年間とする。

第5 研修機関等の認定の継続

第4の規定による認定期間満了後も継続して認定を受けようとする場合、研修機関等は、第4の1により別途定める期日までに農業振興課に提出する。

なお、認定期間中の研修受入実績がない、若しくは研修生が研修終了後1年以内に就農していない、又は研修生が就農開始後3年間営農を継続できていない研修機関等については、理由書も併せて提出すること。

第6 認定内容の変更

研修機関等は、認定を受けた研修内容等を変更又は廃止する場合は、知事に申請しなければならない。ただし、研修計画の変更を要しない研修内容の追加や月毎の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。

2 前項の手続きは第4を準用する。

第7 研修機関等の取り消し

知事は、研修機関等が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認した上で、研修機関等の認定を取り消すことができる。

- 1 第3の認定基準を満たさなくなったとき。
- 2 研修機関等が知事に辞退届（別紙様式第5号）を提出したとき。
- 3 研修機関等として相応しくない行為があったとき。

- 4 虚偽の申請があったとき。
- 5 その他、知事が研修機関等として不適当と認めたとき。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月18日から施行する。

この要領は、令和2年3月16日から施行する。

この要領は、令和3年4月8日から施行する。

この要領は、令和4年6月29日から施行する。

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

この要領は、令和6年7月2日から施行する。

この要領は、令和7年7月24日から施行する。なお、この通知による改正前の新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号）に基づき認定した研修機関等については、なお従前の例によるものとする。

この要領は、令和8年5月12日から施行する。